看護師の特定行為研修の修了状況の記載に関する留意事項

記載にあたっては、<u>必ず「特定行為研修修了証」をご確認の上</u>、記載いただきますようお願いいたします。なお、特にご留意いただきたい事項については下記のとおりです。

- 1.「特定行為研修修了の有無」について
 - ○12月31日現在、<u>指定研修機関において</u>特定行為研修を修了し、<u>「特定行為</u> 研修修了証」が交付されている場合は、「1.有」を○で囲んでください。
- 2.「修了した特定行為区分」について
 - ○特定行為研修修了証の<u>「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」</u> に記載されている特定行為区分を全て○で囲んでください。
- 3.「修了した領域別パッケージ研修」について
 - ○「特定行為研修修了証」の<u>「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名</u> <u>称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域を全て</u>○で囲んでく ださい。
 - ○領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分については「修了した特定 行為区分」の欄においても○で囲んでください。
 - ○領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分全ての研修を修了しているが、**領域別パッケージ研修としてそれらの特定行為区分を受講していない者** (「特定行為研修修了証」に領域別パッケージ研修が記載されていない者) は**○を記入しない**でください。

特定行為研修とは

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する研修です。

対象:看護師のみ(准看護師は含みません)

研修制度開始時期:平成27年10月

研修場所:指定研修機関(厚生労働大臣指定)

- ※医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは異なります。
- ※認定看護師や専門看護師の資格とは異なります。
- ※介護職員等を対象推した喀痰吸引等研修とは異なります。
- ※単に<u>特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことには</u>なりません。